



日本の受動喫煙対策はどうか

厚別区支部 松岡伸一

本年9月12・13日、第4回日本禁煙学会学術総会が、当院院長である秦温信会長のもと札幌市で開催された。当院は2000年1月1日に全国の病院に先駆けて、敷地内全面禁煙としたことで有名であるが、今回の開催場所のシェラトンホテル札幌（当院の向かいに位置する）は、学会開催期間中客室を含めて全館禁煙とし、会の盛り上げに協力していただいた。私は、いわゆる「禁煙学」にさほどの知識はないが、裏方として会の運営に携わりながら聞いた禁煙に関する最近の話題について、少し勉強したので述べてみたいと思う。

今回のテーマは「受動喫煙ゼロを目指して」であり、120の一般演題の内容は受動喫煙に関するもののほか禁煙指導・支援に関するもの、妊婦や未成年の喫煙に関するものなどさまざまであったが、しばしば耳にするキーワードとして「FCTC」というものがあつた。この言葉は禁煙学の世界では常識であり、ご存知の方も多いとは思いますが、簡単に解説してみたい。

FCTCはThe Framework Convention on Tobacco Controlの略で、和訳すると「タバコ対策枠組み条約」となる。タバコの害は公衆の健康に深刻な影響を及ぼす世界的な問題であるから、国際的な対応が必要との理由で、1999年5月WHOの方針を決定するWTA（世界保健総会）で191の加盟国が全会一致で決議し、2003年5月までの間にFCTCの条文が作成された。具体的な内容はタバコの宣伝広告、農業経営の多角化、密輸、税金と補助金など多様な課題に取り組む新しい枠組みであり、各作業部会が草案を作成しWTAに提出するかたちで条約の具体的な内容が作成されたが、その間6回の政府間協議交渉団体（INB）が開催され、FCTC

の条文に関する協議が行われた。2003年5月、FCTCは第56回WTAにおいて満場一致で採択され、同年6月より調印が開始された。日本は2004年3月に条約に調印し、同年6月に批准したが、それは「驚くべき方向転換」と言われ、多くのタバコ規制関係者を驚かせた。なぜなら、日本は米国・ドイツとならんで世界3大タバコ生産国であるからである。

日本のタバコ産業は、かつては専売公社の名が示すとおり国営であったが、1984年10月に制定された「日本たばこ産業株式会社法」に基づき、1985年4月に日本たばこ産業株式会社（以下、同社と略す）として民営化された。しかし、同社の株式の半分以上は現在でも日本政府が保有しているという事実を知った。それについて調べてみたところ、日本たばこ産業株式会社法の第一条には、同社は「たばこ事業法」第一条に規定する目的を達成するため（中略）、事業を営営することを目的とする株式会社とする、と述べられている。そして第2条には、政府は同社の株式の総数の二分の一以上を保有していなければならないと記されている。なるほど、法律で決まっているから当然政府が半分以上の株を有しているのだということが理解できた。

それでは「たばこ事業法」第一条の目的とはなにか。それをみると、この法律は（中略）我が国のたばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする、と書いてあつた。すなわち、同社は民営化されてはいても、実際はたばこの販売促進によって、税金を集め国益を得るための会社だったのである。そのため、国の影響力が低下しないように株の半分以上

上を保有しているのである。実際、同社の社長は2人を除けばすべて大蔵省・財務省からの天下り人事であったと言う。

民営とは名ばかりの同社を影であやつる日本政府が、なぜ「驚くべき方向転換」をしたのであろうか。タバコの健康被害のエビデンスが近年次々と明らかにされ、世界各国のタバコ対策は年々厳しくなっている。日本でも2002年には健康増進法が制定され、その25条には公共の場での受動喫煙防止が謳われている。それらの時代背景の中、日本政府は方向転換をしたのであろうか。しかし、どうもそれだけではない裏があるようだ。

インターネットでたばこ関連の事項をいろいろ検索しているうちに、「FCTCの効力を弱めた日本の影響力について」という論文を発見した。その論文の筆者はメアリー・アスタとサイモン・チャプマンの二人であるが、前者は昨年度、後者は今年度の日本禁煙学会の特別講演の演者であった。その論文の内容を簡単に述べてみる。前に述べたFCTCの草案を審議する政府間協議交渉団体（INB）が約2年半の間に計6回開催されたが、第2回までの日本代表団の人数は7人で、それらはすべて厚生労働省の関係者であった。しかし、第3回から第6回までの日本の参加者は10人、13人、16人、20人と増え続け、最終の第6回目には参加11カ国中最大人数であった。しかも、増加したのは主に財務省の関係者であった。そこで日本代表が行ったことは、FCTC草案の表現の言い換えを主張したのだという。例を挙げれば、包装と表示に「ライト」「マイルド」の使用について、議長原案では表示禁止であったが、日本政府の主張は適切な方法を主張し、最終稿では禁止にはならなかった。タバコ会社の広告・スポンサーシップについては、原案は厳しい規制、日本の主張は適切な規制、最終稿では包括的禁止または規制となった。法的責任については、原案は法的責任と賠償に応じるための法律を制定する、日本は法的責任に関する条項の削除を主張し、最終稿では法的制定を考慮するとなった。すなわち、日本はFCTCを骨抜きにして、それに批准

してもさほどの影響が出ない内容にすりかえてしまったことが想像される。

FCTCの第8条は受動喫煙防止条約とも言える内容となっている。そこには、締結国は受動喫煙が死亡、疾病および障害を起こすことが科学的根拠により明白であることを認識すべきであり、屋内の職場、屋内で公衆の利用する場所、公共の輸送機関などにおける受動喫煙防止の対策を実施すべきであると述べられている。しかも、その期限は2010年2月となっている。にもかかわらず、日本の公共施設における受動喫煙対策は全くと言っていいほど進んでいない。

日本政府の対応の遅さ（意識的無対応）にしびれをきらせ、神奈川県受動喫煙防止条例の制定に努力したのが松沢知事である。この条例の制定は日本においては画期的な進歩である。しかし、知事が今回の禁煙学会のシンポジウムの講演の中でも話されたように、さまざまな業界からの激しい抵抗・反対運動にあい、結局施設によっては罰則のない努力義務や分煙の免除もあり、世界レベルとは程遠い妥協した内容になってしまったのだ。反対派が主張するように、禁煙・分煙を行うと、客が減少すると言うのは本当であろうか。外国では、パブを完全禁煙にしても客は減らないというデータがいくつもあるし、日本ではホテルの全面禁煙はまれであるが、今回の禁煙学会会場のシェラトンホテルは全面禁煙の3日間はすべて満室であったと聞いた。タバコを吸えないから居酒屋に行かなくなる人と、タバコの煙がないから居酒屋に行き始める人のどちらが多いかという問題である。2008年の日本成人の平均喫煙率は25%であり、17年連続低下している。答は容易ではないか。

2009年は変革の年である。民主党政権に変わり、旧来の自民党体制、官僚体制を変えようとの動きが激しく見られる中、タバコ産業と日本政府との長くて深いかかわりにメスをいれることははたしてできるのであろうか。今後の展開に注目したい。

（札幌社会保険総合病院）